

「窒素・燐規制対象湖沼の追加指定等」に対する意見の募集結果について

【概要】

環境省では、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく窒素含有量、燐含有量についての排水規制の対象となる湖沼を追加等するため、窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件（昭和 60 年 5 月環境庁告示第 27 号）の改正を行うこととしております。

本改正について、平成 16 年 2 月 27 日から 3 月 26 日まで、広く国民から意見の募集（パブリックコメント手続）を行った結果、意見の提出はございませんでした。

【意見の提出状況】

封書によるもの	0 通
F A X によるもの	0 通
電子メールによるもの	0 通
計	0 通
意見のべ総数	0 件

今回は、意見の提出はございませんでしたが、今後とも水環境保全行政の推進に御協力いただきますようお願い申し上げます。